

第三者行為と健康保険

交通事故など、第三者の行為によって負傷をし、健康保険証を使用した場合、被保険者は速やかに健康保険組合に「第三者行為による傷病届」等を提出してください。

「第三者行為による傷病届」等を提出することにより、健康保険組合がその保険給付の価額の限度内で損害賠償権を取得することになります。そのことを「求償権の代位取得」といいます。

交通事故にあつてしまったら

交通事故の被害者となった場合は、次の書類を健康保険組合に提出してください。

- ① 第三者行為による傷病届(被保険者が記入する)
- ② 交通事故証明書(自動車安全運転センターや最寄りの警察に「交通事故証明書交付申請書」で申請する)
- ③ 事故発生状況報告書(事故の状況を詳しく被保険者が記入する)
- ④ 念書兼同意書(示談等に関して被保険者が記入する)

損害賠償について

交通事故の場合、自動車損害賠償保障法では、被害者は加害者が加入する自動車損害賠償責任保険によってその保険金額の限度額までの補償を受けることとなり、一般的には事故発生状況報告書の内容から裁判例に基づき過失相殺され、健康保険組合はその過失割合に応じて請求します。

なお、すでに被害者に自動車損害賠償責任保険

示談をする前に健康保険組合に連絡してください

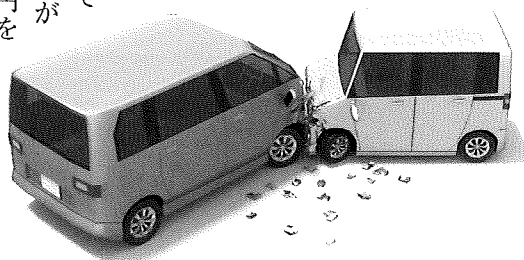
会社から保険金が支払われている場合や、保険給付した額が保険金額の限度額120万円を超えた額について、加害者や加害者が加入している任意保険会社等に請求することになります。

示談により被害者が賠償金を受取ると、その後の治療費については示談の内容によって被害者自身の負担となる場合がありますので、示談をする前に必ず健康保険組合に連絡してください。

第三者行為となる場合

第三者行為には、主に次のような事例があります。

- ① 他人の飼い犬やペット等によるケガ
- ② 一方的な暴力や傷害行為によるケガ
- ③ ゴルフ場にて、他人の打った球が当たったケガ
- ④ スキーやスノーボードによる接触事故
- ⑤ 道路工事などの安全管理の不備によるケガ
- ⑥ 飲食店等で食中毒



Q&A

Q 自転車同士の衝突の場合でも、健康保険組合に書類の提出が必要ですか？

A 自転車同士の事故の場合、健康保険組合に第三者行為に該当する場合は、健康保険証を使用して治療された場合、第三者行為による傷病届等を健康保険組合へ提出してください。

なお、自動車事故と同様に警察への連絡も忘れずに、加害者の連絡先などもメモしておきましょう。

Q 被保険者が交通事故にあい、裁判例により20%の過失となりました。健康保険組合が代位取得する損害賠償請求額の計算方法を教えてください。

A 被保険者が健康保険証を使用したときの療養の給付費が100万円の場合、100万円から過失相殺の20%分の20万円を差し引いた80万円が損害賠償請求額となります。

負傷原因照会にご協力をお願いします

当組合では、外傷性の傷病名のある診療報酬明細書については、第三者の行為または業務上によるケガでないかを確認するために、文書にて負傷原因などを照会させていただくことがありますので、提出のご協力をお願いします。